

## 任意継続被保険者の標準報酬月額について

健康保険法第 47 条の規定より、任意継続被保険者の保険料の基礎となる標準報酬月額は、退職等による資格喪失時の標準報酬月額、もしくは前年 9 月末日現在の当健康保険組合全被保険者の標準報酬月額の平均額のいずれか低い額となります。

令和 3 年 9 月末日現在の当健康保険組合の標準報酬月額の平均額が 379,573 円となり、任意継続被保険者の標準報酬月額の上限額が下記のとおり変更となりました。

標準報酬月額上限額	380 千円 (従前 360 千円)
対 象 期 間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日

西部電気健康保険組合  
理事長 熊本 敏彦

